

水資源機構との災害時支援協定の締結について【概要】

1 協定名称

災害時における支援活動に関する協定

2 趣旨・目的

近年、地震・風水害・渇水等の災害が頻発し、今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生が危惧される中、災害発生時における、飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を目的として、独立行政法人水資源機構と支援活動に関する協定を締結した。

本協定の締結により、日本水道協会の会員水道事業体が必要に応じて水資源機構に支援を要請できる枠組みを構築し、もって水道における災害対応の充実・強化を図る。

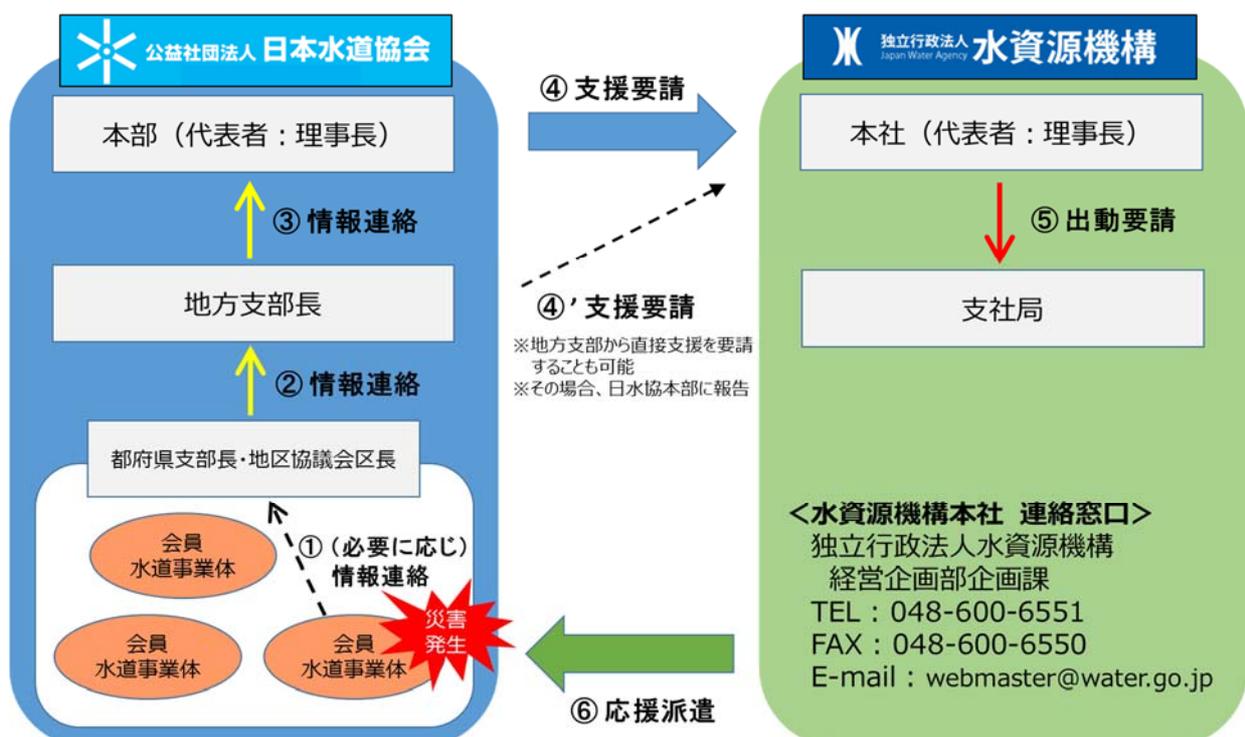
3 協定締結者

- 独立行政法人水資源機構（代表者：理事長 金尾健司）
 - 公益社団法人日本水道協会（代表者：理事長 吉田 永）
- [協定締結日] 平成 30 年 12 月 7 日（金）

4 支援内容

- 可搬式浄水装置を用いた給水活動
- 排水ポンプを用いた応急復旧活動（例：施設の浸水時における排水作業等）
- 水資源機構が保有する応急復旧用資機材の提供
- その他、特に支援要請のあった事項

5 支援スキーム（イメージ）



6 費用負担

- 支援に要した費用は、実施細目（別表）に定める区分にしたがい、支援を受けた被災水道事業者が負担する。
- 被災水道事業者が経費を支弁するいとまがない場合は、水資源機構が一時立替支弁するものとし、後日支援先の被災水道事業者体に請求する。

7 添付資料

- 別紙 1 災害時における支援活動に関する協定
- 別紙 2 災害時における支援に関する実施細目
- 別紙 3 支援要請書（様式 第 3 条関係）
- 別紙 4 水資源機構が保有する応急復旧用資機材

8 参考

＜日本水道協会本部が既に締結している災害協定＞ ※()内は協定締結日

- 災害時における応急復旧活動の応援協力に関する覚書

締結先：全国管工事業協同組合連合会（H21. 6）

日本水道協会の正会員相互間で行う応急復旧活動について、全国管工事業協同組合連合会の会員が全面的な協力を行うことを定めたもの。

- 災害時における薬品の供給に関する協定

締結先：日本石灰協会（H24. 6）、硫酸協会（H24. 6）、

日本無機薬品協会バンドパック部会・活性炭部会（H24. 7）、

日本ソーダ工業会（H24. 10）

災害時における浄水処理薬品の供給を確保するため、日本水道協会の正会員に対し各団体会員が全面的な協力を行うことを定めたもの。

担当：日本水道協会総務部総務課

TEL 03-3264-2281

E-mail soumu@jwwa.or.jp